

令和8年度 学校体育施設開放事業の推進について

1. 趣旨

地域住民の健康増進と豊かなコミュニティーづくりを目指し、学校教育に支障のない範囲において、学校体育施設の開放を行うものとする。

2. 事業対象

(1) 開放校

小学校 (14校)	名張 蔵持 薦原 <u>比奈知</u> <u>美旗</u> <u>箕曲</u> <u>錦生赤目</u> 桔梗が丘 桔梗が丘南 桔梗が丘東 <u>つつじが丘</u> すずらん台 梅が丘 百合が丘
中学校 (5校)	名張 赤目 桔梗 北 南

(2) 開放施設

- ①運動場：小学校全校（夜間照明設置校 下線のある6校）
- ②体育館：小・中学校全校
- ③格技場：中学校全校

(3) 開放時間

- 小学校 ①月～金曜日：17時～21時
②土曜日：9時～21時
③日曜日：9時～21時
中学校 全ての曜日：19時～21時

3. 事業期間

令和8年6月1日～令和9年5月31日まで（※）

※令和8年12月29日～令和9年1月3日は除く。

※学校行事等により、利用休止となる場合あり

4. 利用手続き

(1) 登録申請

各学校の体育施設を計画的に利用しようとする団体は、令和8年3月31日（火）までに申込フォームより申請が必要です。

申込フォーム

(URL)

<https://5c1429a5.form.kintoneapp.com/public/ed52b04902c0ca606e56412a94807977149e8d53342101f120e0fa658062e673>

(二次元コード)



(2) 調整会議

利用団体の利用日時等の調整を行うため、学校ごとに調整会議を行います。

(令和8年5月7日～15日(予定))

(3) 登録証・許可書

名張市教育委員会は、利用日程の調整を受けた登録団体に登録証と使用施設の許可書を発行します。

5. 電気料金の負担

体育館・運動場(夜間照明設置校のみ)・格技場において、照明を使用した場合は、その実費を使用団体は負担し、教育委員会が徴収を行います。

}	体育館：水銀灯 1 k w	2 7 円
	LED 3 0 分	3 0 円
	運動場： 3 0 分	3 6 0 円 (箕曲小学校は 1 k w 2 7 円)
	格技場： 1 時間	5 5 円

6. その他

(1) スポーツ安全保険の加入について

学校の体育施設を計画的に利用しようとする団体は、スポーツ安全保険に加入してください。

(2) 学校週5日制に係る学校体育施設の開放について

①小学校での施設開放について

休業日である土・日曜日の開放につきましては、登録団体が利用する計画開放とします。

②中学校での施設開放について

休業日である土・日曜日(9時～19時)は、部活動を含む学校教育や、学校週5日制に係る事業を優先するため計画開放は実施しません。

※名張市立名張中学校につきましては、土曜日の開放は行っておりません。

※名張市立桔梗が丘中学校につきましては、体育館1階でのボールトレーニングは禁止です。

(3) 利用についての注意

①施設の鍵については、利用登録許可団体に年間貸与しますので、責任をもって管理してください。紛失・破損等が生じたら早急に市民スポーツ室にご連絡ください。また、このことに伴う復旧については、実費負担となります。

②各団体の備品については、施設利用時に持参していただき、利用終了後には、お持ち帰りください。

③各施設については、設備・備品の状況により競技種目に制限がありますのでご注意ください。詳しくは市民スポーツ室へお問い合わせください。

④前年度の実績にもとづき、利用が著しく少ない団体については、より多くの団体が利用できるよう、本会議内で、申請内容の一部または全部の取消をお願いする場合があります。

(4) 三重県ドクターヘリコプターについて

緊急時の救命救急のため、各学校運動場にドクターヘリが離着陸する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。